

5 愛給第32号

令和5年6月1日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 後藤章仁

配水管等布設工事における他者占用物との離隔及び防護に関する施工について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和5年4月14日付で通知しました他者占用物との離隔及び防護（以下、「離隔確保措置」という。）について、下記のとおり補足をいたします。

つきましては、適切な離隔確保措置を行ってください。

記

- 1 離隔確保措置に要する費用は給水工事申込者の負担となります。企業団にて離隔確保措置が必要と判断したもの又は申込受付指定工事事業者から離隔措置が必要である旨の申し出があったものについては、給水装置工事金抜き設計書に必要な部材を記載いたします。
- 2 工事施工中、他者占用物との離隔が30センチ未満となることが判明した場合は、企業団まで連絡し、指示を仰いでください。原則エルボ等を使用し離隔を確保する施工となります。ただし、他者占用物が混在している等、エルボ等での施工が困難な場合に限りゴムシート施工となります。
- 3 ゴムシート施工の場合、企業団の指定品（ヨツギ製又はサンエス護謨製のサンドエロージョン用ゴムシート）を使用してください。また、使用するテープも企業団承認品の防食テープを使用してください。
- 4 ゴムシートの施工方法は別紙を参考にしてください。写真はゴムシートを巻き終えた状態を撮影して提出してください。
- 5 工事完了後であっても、適切な防護がなく、他者埋設物との離隔が確保できないと判断された場合は、施工のやり直しを指示する場合があります。写真の撮り忘れには十分ご注意ください。

問い合わせ先

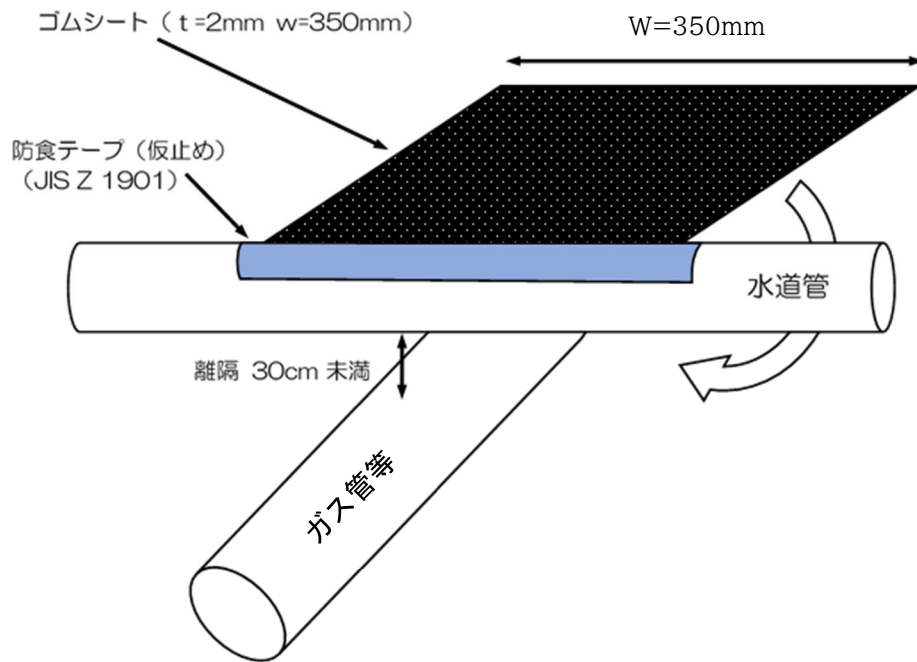
給水課

電話 0561-38-0035

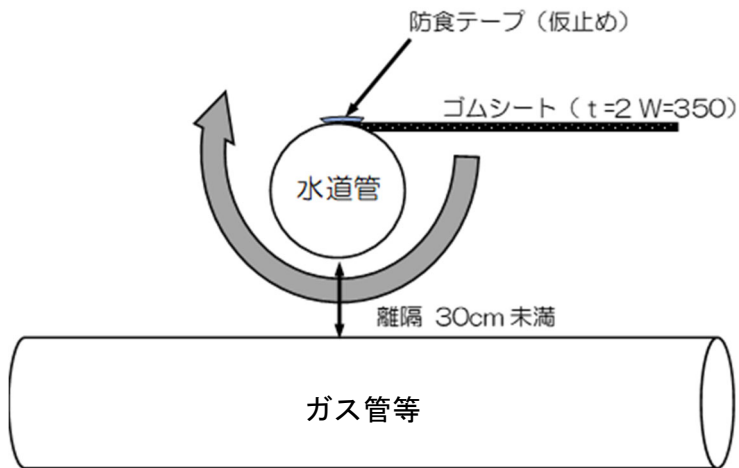
施工例（図）

離隔が30cm未満の場合による水道管への施工

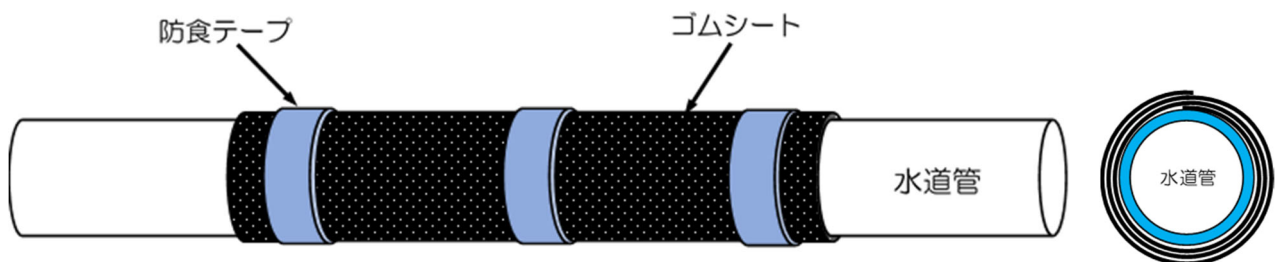
防食テープによる巻き始めのゴムシート固定



ゴムシートは3重巻きで6mm厚とする

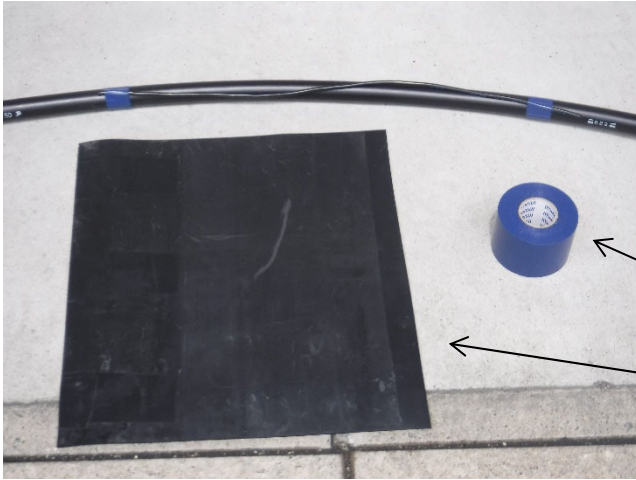


防食テープによるゴムシート固定



施工例(写真)

【使用材料】

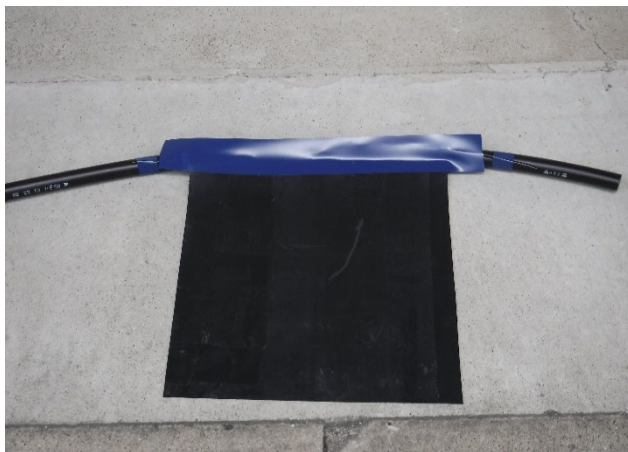


ゴムシートは企業団指定品を使用する。
ロケーティングワイヤーは、ゴムシートを
巻き付ける前に水道管に取り付ける。

防食テープ（企業団承認品）

ゴムシート（企業団指定品）

【施工方法】



ゴムシートの端に防食テープを貼り、水道
管に固定する。防食テープはゴムシートの
幅より大きく貼り付ける。
ゴムシートは3重に厚さが6mmとなるよう
に巻き付ける。

【防食テープ固定】



ゴムシートを巻き終えたら、両端と中
央部分の計3箇所を防食テープで固定
する。ゴムシートは、たるまないよう必
要に応じて固定箇所を追加する。